

平成22年度

歌志内市功労者表彰

市政振興に尽力し、貢献された4人を表彰

11月18日、平成22年度の歌志内市功労者表彰式が市役所で行われました。

この表彰は、市政の振興・発展をはじめ、市民福祉の向上や教育・文化の振興などに特に功績のあつた方の業績をたたえるもので、昭和48年の条例制定以来、昨年度までに延べ1,021人のかたがたに贈られています。



▶市功労者の栄誉に輝いた皆さん。前列左から岡渕さん、関さん、染谷さん。後列は左から細谷民生委員児童委員協議会会長、大屋市議会副議長、泉谷市長、吉田教育長。

本年度は、本市における産業経済の発展や地域福祉の向上など、市政振興に貢献された4人の方が表彰の栄誉に輝きました。

式には表彰を受ける3人の方が出席され、市民憲章の唱和に続いて泉谷市長から「本市の発展に多大な貢献をされた市民の模範と言うべき皆様、これまでの献身的なご尽力と本市への深い愛情に対し、心から感謝いたします。今後とも安全安心な地域の実現に向け、市政に対するご協力をお願いします」と式辞が述べられ、続いて一人ひとりに表彰盾を手渡し功績をたたえました。

被表彰者を代表して染谷純一さんが、「こうして晴れがましい表彰をいただけたのも、永年にわたる皆様の温かいご指導・ご支援のたまものと存じます。皆様には今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします」と謝辞を述べました。

表彰を受けた皆さんのお名前と功績は次のとおりです。



▲謝辞を述べる染谷さん。

●功労表彰

■岡渕栄子さん（本町第二）
■関 武雄さん（中村市街）

岡渕さんは平成元年から、関さんは昭和61年から20年以上にわたり民生委員児童委員として地域福祉活動を積極的に実践され、市民福祉の向上に寄与されました。

■染谷純一さん（中村市街）
平成元年に商工会議所議員に就任以来、副会頭等を歴任し、平成10年からは会頭として延べ20年以上にわたり地域経済の振興に寄与されました。

■越後純子さん（赤平市）
昭和54年から30年以上にわたり市内事業所に勤務され、地域経済の振興に寄与されました。

設置期限まであと5か月！

住宅用火災警報器の

設置はお済みですか？

住宅用火災警報器（以下、「住警器」といいます）は、今年の5月31日までに全ての住宅に設置しなければなりません。設置期限まであと5か月となりましたが、皆さんのお宅では設置は済みましたか？

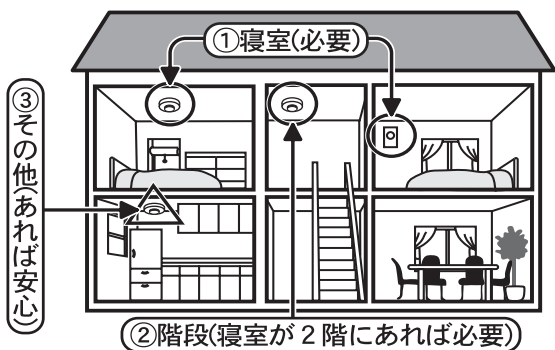
たいせつな生命と財産を火災から守るためにも、少しでも早く住警器を設置しましょう。

〈消防本部予防・保安グループ 423255〉

住警器の設置場所

犠牲者を出すことが多い就寝中の火災から皆さんの命を守るため、市火災予防条例ではふだん誰かが就寝している部屋（寝室）に住警器を設置するよう定めています。なお、寝室が2階にある場合は、階段室にも設置する必要がありますのでご注意ください。

台所などには設置義務はありませんが、あると安心です。



住警器の種類

住警器には、煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」の2種類があります。

設置が義務づけられているのは「煙式」の住警器です。購入の際にはお間違えないよう販売店等に確認しましょう。



市営住宅では

市営住宅への住警器の設置は、年次計画により市が行っています。設置時期などについては建築住宅グループ（423223）へお問い合わせください。

灯油漏れ・ガス漏れに注意！

積雪の多い道内では、屋根からの落雪などによって燃料タンクや配管が破損し、灯油漏れやガス漏れの事例が多く発生しています。冬を安全・安心に過ごすことができるよう、次のことに注意しましょう。

〈消防本部予防・保安グループ 423255〉

■灯油タンクの残量を定期的
に確認し、記録しましょう
灯油の増減を把握することで灯油漏れを早期に発見することができます。

■灯油タンクやガス配管の周囲を除雪し、異臭がないか確認しましょう
管理を万全にすることで破



損を防止します。もし異臭がしたときは元栓を閉め、販売店等に連絡しましょう。

■ポリ容器で灯油を保管している場合は、確実にふたをしましょう
しっかりとふたをすることで、万が一ポリ容器を倒しても灯油が漏れず安心です。

また、灯油でも可燃性の蒸気が発生します。周囲では火気厳禁を徹底しましょう。
■ポリ容器の灯油を物置で保管している場合は、施錠し管理を徹底しましょう
防火対策と盗難防止につながります。

議会の動き

第4回定例会

12月14日から会期3日間で開催

承認された報告

■平成21年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について

■同歌志内市病院事業会計決算の認定について

平成22年9月14日

決算審査特別委員会付託

第3回定例会に提出し、閉会中の審査として付託されていたことから2議案は、11月9日から3日間開催された委員会で審査の結果、原案どおり認定されました。

なお、決算内容の詳細は、2月号広報紙でお知らせします。

- 平成21年度各会計決算が認定されました。
- かもい岳温泉の指定管理者が指定されました。
- 老人福祉センターの指定管理者が指定されました。
- 平成22年度一般会計補正予算が可決されました。

人権擁護委員の推せん

人権擁護委員秋元邦子氏が平成23年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦するため議会の同意を得ました。(任期3年間)

■市内神威272番地2

秋元邦子氏 (58歳)

可決された議案

■歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が公布されたことに伴い、該当部分の手数料額を改正しました。

■指定管理者の指定について
歌志内市保健休養施設(か

もい岳温泉)の管理運営を、引き続き指定管理者制度により行うための指定を行います。

▽指定管理者となる団体の名称(所在) ㈱ブラッサ(市内歌神94番地15)

▽指定の期間 平成23年4月1日から同25年3月31日まで

■指定管理者の指定について

歌志内市老人福祉センターの管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しました。

▽指定管理者となる団体の名称(所在) 歌志内市シルバーセンター(市内本町130番地2)

▽指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

■平成22年度歌志内市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算に1,358万4千円を追加し、総額を4億1,002万2千円としました。

補正の主な内容は次のとおりです。

【歳出】

▽代替輸送バス運行経費補償金の増 262万3千円

▽児童手当の増 116万円

▽市営住宅一般修繕の増 330万円

▽改良住宅火災警報器取付の増 344万4千円

【歳入】

▽子ども手当国・道負担金の増 101万4千円

▽改良住宅事業費国庫補助金の増 159万6千円

▽前年度繰越金の増 1,000万円

可決された意見書

■メドページェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書

■脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

■ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)総合対策を求める意見書

■切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

■TPP交渉参加の中止と食料自給率の向上を求める意見書

■介護保険への公的負担を大幅に増やし、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

■社会保障にふさわしい国民健康保険制度の改善を求める意見書

■地域医療と国立病院の充実を求める意見書

■「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める」意見書

■道立衛生学院の存続を求める意見書

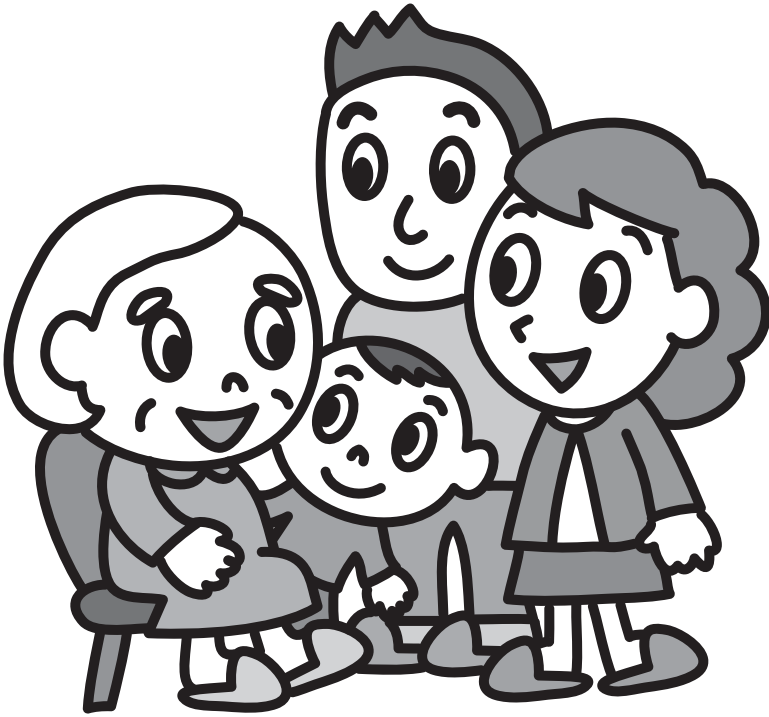
(12月16日・議員提出)

やめて！高齢者虐待

～尊厳ある暮らしの実現を目指して～

高齢になっても意思が尊重され、尊厳を持って生活することは誰もが望むことです。しかし、高齢者が家族や親族などから暴力を受ける、金銭を搾取されるなど人権を侵害される「高齢者虐待」が社会問題となっています。

〈地域包括支援センター ☎ 4233213〉



虐待行為とは

高齢者虐待として次の5つが挙げられます。

身体的虐待

暴力行為などで身体に痛みを与えたり、外部との接触を遮断したりする行為。

▽具体例 殴る、食事を無理に口に入れる、縛り付ける、薬を過剰に服用させ動作を抑制するなど。

心理的虐待

脅し等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること。

▽具体例 怒鳴る、悪口を言う、失敗などを人前で話しかせさせるなど。

性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▽具体例 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど。

経済的虐待

本人の合意なく財産等を使用したり、本人の金銭使用を理由なく制限すること。

▽具体例 生活に必要な金銭を渡さない、財産などを無断で売却する、預貯金をかっつけて使うなど。

介護や世話の放棄

・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるほどの減食や長時間の放置、家族等による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

▽具体例 入浴させず皮膚等が汚れている、食事を与えない、ごみの多い劣悪な環

境で生活させるなど。

※近年、「セルフネグレクト（自己放任）」と呼ばれる、必要な支援等を拒み続ける高齢者も多く見られます。これらのかたがたは生活の管理ができず、体の不具合や認知症の進行による孤独死の危険性を持っています。

高齢者虐待を

防止するために

高齢者虐待は家庭の中で起こることが多く、虐待をしている人にその認識がなかったり、虐待されている人が家族をかばったりして発見が難しいのが現状です。

高齢者虐待を防ぐには、早期の発見・対応が極めて重要であり、社会全体で高齢者を見守ることがたいせつです。

また、介護者は介護を一人で抱え込まず、専門家への相談や介護サービスを利用するなど、日頃の介護負担を軽くするようにしましょう。

虐待かな？と思ったら迷わず地域包括支援センターへご連絡ください。